

# 乳幼児等福祉医療費制度の改正について

現在、外来については小学校3年生まで、入院については中学校3年生までのお子さんが医療費助成の対象になっています。

11月1日からは、小学校4年生から中学校3年生までのお子さんのうち、下記の所得制限に当てはまる場合に限り、外来に係る医療費の助成が受けられることになりました。

該当する方で助成を希望する場合は、10月1日から福祉政策課および各事務所住民福祉係で受給者証交付申請手続きをしてください。

## <所得制限>

- ・子どもの父、母、および生計同一者の前年の所得について市民税が非課税であること。
- ・保護者が事業主の都合により離職を余儀なくされたり、病気などで就労できないため生活に困っている場合などはご相談ください。

## <持ち物>

- ・健康保険証(子どものもの)
- ・認印(朱肉を使うもの)
- ・平成21年度課税所得証明書(※対象の子どもと同一世帯の方のうち、平成21年1月1日現在、関市に住所がなかった方のみ必要)

## ◆助成対象範囲(改正後)

対象者	入院	外来	受給者証
6歳の年度末(就学前)	○	○	交付
小学校1年生～3年生	○ 施行 H17. 4. 1～	○ 施行 H21. 4. 1～	交付
小学校4年生～6年生	○ 施行 H17. 4. 1～	△ ※所得制限有 施行 H21. 11. 1～	外来対象者のみ交付
中学生1年生～3年生	○ 施行 H19. 4. 1～		外来対象者のみ交付

※小学校4年生～中学校3年生までのうち、入院のみが助成対象となっている場合は、**受給者証を交付しません**ので、病院へ支払ったのちに市へ払い戻しの申請をしてください。

これまで小学生以上で入院費の申請をされた方へは、**窓口有料**とスタンプのあるピンク色の証を交付していましたが、これを廃止しますので、お持ちの方は返却をお願いします。

## 出産育児一時金が42万円に

## 出産育児一時金は国保から 直接医療機関に支払います

緊急の少子化対策として10月1日から平成23年3月までに出産された場合に限り、現在の出産育児一時金35万円を4万円引き上げ、39万円を支給することになりました。

また、産科医療補償制度に加入している医療機関などで出産された場合はさらに3万円加算し、出産育児一時金支給額合計は、42万円になります。

また、安心して出産できる環境整備の一環として、10月からの出産に対しては、出産育児一時金を原則医療機関に直接支払うこととなりました。

いままで、出産育児一時金については、原則として出産後に申請し、支給される流れでした。この場合は、被保険者などが出産費用としてあらかじめまとめた現金を用意する必要がありました。10

月からは被保険者などが希望すれば医療機関に出産育児一時金を限度に保険者(関市国保)から直接支払うことで、窓口では請求額から出産育児一時金を差し引いた差額を支払うことになり、一時的に多額の現金を用意する経済的負担が軽減されます。

なお、出産費用が42万円を下回り、出産育児一時金の支給額との差額が生じた場合の差額の申請は、いままでと同じように出産後に申請してください。

出産育児一時金を出産後申請する場合は、申請書に医療機関などの領収書のコピーを添付してください。

◆照会先 国保年金課

☎ 77701